

一般社団法人 全日本テコンドー協会 昇段昇級規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会(以下、「当法人」という。)の会員(定款第5条(1)に掲げる会員(個人会員)をいう。以下、同じ。)の昇段(15歳未満の会員にあつては昇品。以下、同じ。)及び昇級に関して必要な事項を定める。

(段級位)

第2条 段位(15歳未満の会員にあつては品位。以下、同じ。)は1段から9段まで(品位にあつては1品から4品まで。以下、同じ。)とし、級位は10級から1級までとする。

2 段位を有する者は、黒帯を使用するものとする。

3 級位を有する者は、次に掲げる級位の区分に応じそれぞれ次に定める色の帯を使用するものとする。ただし、加盟団体(定款第40条の加盟団体をいい、同第49条の準加盟団体を含む。以下、同じ。)又は道場ごとに、一定の基準に基づき、帯の色を定めている場合は、この限りでない。

(1) 1級 赤

(2) 2級 赤

(3) 3級 赤

(4) 4級 青

(5) 5級 青

(6) 6級 青

(7) 7級 黄

(8) 8級 黄

(9) 9級 黄

(10) 無級から10級 白

4 段位及び級位は、審査を経なければ得ることができない。

(段級位の審査)

第3条 当法人は、定款第9条第3項の規定により、段位(6段までの段位又は4品までの品位に限る。以下、同じ。)及び級位の審査を行う。ただし、同項ただし書きの規定により、当法人は、2段までの段位及び級位の審査を加盟団体に委託することができる。

2 当法人は、前項の段位の審査を行うために、審査委員から成る昇段審査委員

会を設けるものとする。

第2章 審査委員及び昇段審査委員会

(審査委員)

第4条 審査委員は、次に掲げる審査の区分に応じそれぞれ次に定める者とする。

- (1) 5段又は6段の審査 7段以上の段位を有し、かつ、当法人の昇段審査委員会に審査委員として登録をしている者
 - (2) 3段又は4段の審査 5段以上の段位を有し、かつ、当法人の昇段審査委員会に審査委員として登録をしている者
 - (3) 1段又は2段の審査 3段以上の段位を有し、かつ、当法人の昇段審査委員会に審査委員として登録をしている者
 - (4) 級位の審査 3段以上の段位を有し、かつ、当法人の昇段審査委員会に審査委員として登録をしている者
- 2 前条第1項ただし書きの規定により、2段までの段位及び級位の審査を加盟団体に委託する場合には、加盟団体の審査委員は、次に掲げる審査の区分に応じそれぞれ次に定める者でなければならない。
- (1) 1段又は2段の審査 3段以上の段位を有し、かつ、加盟団体の昇段に関する委員会に審査委員として登録をしている者
 - (2) 級位の審査 3段以上の段位を有し、かつ、加盟団体の昇級に関する委員会に審査委員として登録をしている者

(昇段審査委員会)

第5条 昇段審査委員会は、3名以上の審査委員から成るものとする。

- 2 委員長は、理事会において審査委員の中から1名を選任する。
- 3 副委員長は、昇段審査委員会において審査委員の中から2名以内を選任する。
- 4 昇段審査委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 5 議長は、委員長とする。
- 6 前条第1項(1)から(4)までの審査は、3名以上の審査委員によって行う。
- 7 前条第2項(1)及び(2)の審査は、加盟団体の3名以上の審査委員によって行わなければならない。
- 8 審議事項は委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。
- 9 委員長が必要と認めた場合は、昇段審査委員会に学識経験者、専門家又は参考人の出席を求め、その意見を聴取する。

第3章 申請者

(申請者)

第6条 段位又は級位の申請を行うことができる者は、次に掲げる段位及び級位の区分に応じそれぞれ次に定める会員とする。

- (1) 6段 5段の取得後、5年以上経過した会員
- (2) 5段 4段の取得後、4年以上経過した会員
- (3) 4段 3段の取得後、3年以上経過した会員
- (4) 3段 2段の取得後、2年以上経過した会員
- (5) 2段 1段の取得後、1年以上経過した会員
- (6) 1段 1級の取得後、6か月以上経過した会員
- (7) 10級から1級まで 1級位下の級位を取得後（10級にあつては当法人の会員となつた後）、6か月以上経過した会員（第3条第1項ただし書きの規定により、級位の審査を加盟団体に委託する場合において、第4条第2項(2)の加盟団体の昇級に関する委員会が合理的に定めた基準があるときは、その基準に合致する会員）

第4章 審査

(審査の種類)

第7条 段位及び級位の審査は次に掲げる審査から成るものとし、その審査の内容はそれぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 昇段審査 15歳以上の会員に1段から6段までの段位を与えるか否かに関する審査
- (2) 昇品審査 15歳未満の会員に1品から4品までの品位を与えるか否かに関する審査
- (3) 昇級審査 会員に級位を与えるか否かに関する審査
- (4) 飛級審査 直上の級位を超えて級位又は1段の段位を与えることが適切であると認められる会員に対し、その級位又は段位を与えるか否かに関する特別な審査
- (5) 名誉段審査 テコンドーの普及及び振興に特に功労のあつた者に段位を与えるか否かに関する審査
- (6) 段級位取消審査 段位又は級位を有する者が定款第13条第1項(1)から(3)までに掲げるときに該当することとなつた場合その他これらに類する場合に、その段位又は級位を取り消すか否かに関する審査

(審査の科目等)

第8条 段位及び級位の審査は、実技審査、筆記審査及び面接審査とする。

- 2 実技審査の科目は、次の中から昇段審査委員会（審査を加盟団体が受託している場合には、加盟団体の昇段に関する委員会又は昇級に関する委員会。以下、この条において同じ。）が適切と認めるものを選択するものとする。ただし、昇段審査委員会が必要と認める場合には、新たな科目を追加し又は次の科目のい

ずれかを削除することができる。

- (1) 姿勢
 - (2) 基本動作
 - (3) プムセ
 - (4) キョルギ
 - (5) 撃破
 - (6) 特技
- 3 筆記審査は、短答式及び論文式により答を求める審査とする。
 - 4 5段及び6段の昇段審査においては、実技審査及び筆記審査に加えて昇段審査委員会による面接審査を行う。
 - 5 障害者である会員に段位又は級位を与えるか否かの審査は、昇段審査委員会が障害の状況に応じて適切な科目、方式及び内容により行う。
 - 6 名誉段審査は、前各項の規定にかかわらず、昇段審査委員会が適切に行う。

(審査の基準等)

第9条 前条第2項による実技審査の各科目の審査においては、その審査に係る段位又は級位を勘案して0点から100点までを付すこととする。

- 2 実技審査の各科目の審査においては、科目ごとに審査委員（審査を加盟団体が受託している場合には加盟団体の審査委員。第5項において同じ。）の過半数が60点を超える点数を付した場合に、その科目について段位又は級位の認定の基準に達したものとする。
- 3 実技審査においては、全ての科目について段位又は級位の認定の基準に達することを要し、この基準に達しない科目がある場合には、筆記審査及び面接審査を受けることができないものとする。
- 4 実技審査、筆記審査及び面接審査の配点の割合は、6：3：1（実技審査及び筆記審査のみの場合には、6：4）とする。
- 5 筆記審査及び面接審査においては、審査委員の過半数が前項の配点の割合に基づいて設けた点数の6割を超える点数を付した場合に、段位又は級位の認定の基準に達したものとする。
- 6 前条第5項及び第6項の審査の基準は、これらの審査を行うこれらの規定に規定する昇段審査委員会が適切に判断するものとする。

第5章 申請

(申請の手続き)

第10条 会員が段位又は級位の審査の申請を行う場合には、自己が所属する加盟団体（加盟団体に所属していない会員にあっては、当法人。以下、この条において同じ。）に審査申請書1部及び上半身を写した写真（縦4センチメートル、横3センチメートル）2枚を提出し、申請料を納入しなければならない。

- 2 外国籍の会員が段位の審査の申請を行う場合には、前項に規定する審査請求

書及び写真に加えて、外国人登録証明書の原本を加盟団体に提示して確認を得なければならない。

3 障害者である会員が段位又は級位の審査の申請を行う場合には、第1項に規定する審査請求書及び写真に加えて、障害者であることを証明できる書類を加盟団体に提示して確認を得なければならない。

4 第1項の申請料は、次に掲げる段位及び級位の審査に応じてそれぞれ次に定める金額とする。ただし、(10)から(19)までに定める金額については、加盟団体又は道場が合理的な金額を定めている場合には、当該金額とすることができる。

- (1) 9段 90,000円
- (2) 8段 80,000円
- (3) 7段 70,000円
- (4) 6段 60,000円
- (5) 5段 50,000円
- (6) 4段 40,000円
- (7) 3段 32,000円
- (8) 2段 23,000円
- (9) 1段 21,000円
- (10) 1級 6,000円
- (11) 2級 6,000円
- (12) 3級 5,500円
- (13) 4級 5,500円
- (14) 5級 5,000円
- (15) 6級 5,000円
- (16) 7級 4,500円
- (17) 8級 4,500円
- (18) 9級 4,000円
- (19) 10級 4,000円

第6章 加盟団体の手続き及び審査

(申請があった場合の手続き)

第11条 加盟団体は、会員から前条の規定に基づく申請があった場合には、会員から提出され又は提示された書類の写しを当法人に提出するものとする。

(審査)

第12条 加盟団体は、当法人から委託された審査を行い、その結果を当法人に連絡するものとする。

2 加盟団体は、前項の審査に合格して段位を取得することとなる会員に関しては、当法人が国技院に段位の認定の申請を行うために必要な書類を当法人に提

出し、当該申請に係る段位に応じ第10条第4項(1)から(9)までに定める金額を当法人に支払うものとする。

- 3 加盟団体は、第1項の審査に合格して級位を取得することとなる会員に関しては、認定証の発行料等として、300円を当法人に支払うものとする。

第7章 審査合格者の取扱い

(審査合格者の取扱い)

- 第13条 会員が段位又は級位の審査に合格した場合には、当法人は、段位にあっては国技院に認定の申請を行い、級位にあっては認定証を発行するものとする。
- 2 当法人は、国技院から会員の段位の認定証を受け取った場合には、速やかにその会員の所属する加盟団体(加盟団体に所属していない会員にあってはその会員)に送付するものとする。
- 3 当法人が発行する級位の認定証には、会員が所属する加盟団体及び道場の名称並びに指導者の名前を明記するものとする。

第9章 雑則

(雑則)

- 第14条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は、昇段審査委員会が定める。

附則〔平成27年2月7日制定〕

- 1 平成27年2月7日の平成26年度第5回正会員総会において承認されたこの規程は、同年4月1日から施行する。
- 2 この規程の段位又は級位の審査に係る規定は、平成27年4月1日以後に行う段位又は級位の審査に適用し、同日前に行った段位又は級位の審査に関しては、なお従前の例による。
- 3 第2条第2項及び第3項(同項ただし書きを除く。)の規定は、会員が平成27年4月1日以後に着用する道着の帯について適用する。ただし、会員が同年4月1日から同年6月30日までの間に着用する道着の帯については、従前どおりとすることができる。

附則〔平成27年6月10日改正〕

- 平成27年6月10日の平成27年度第2回理事会において承認された第4条、第5条、第7条及び第10条の改正は、同日から施行する。

附則〔平成31年2月2日改正〕

平成31年2月2日の臨時理事会において承認された第2条の改正は、同日から施行する。